

平成28年（2016年）10月4日

施設長様  
事業所管理者様

姫路市 障害福祉課長

### 障害者施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底について

標記のことについて、平成28年9月9日付けで別添のとおり厚生労働省通知がありました。障害者施設等は、自力避難困難な障害者・児が多く利用されていることから、日頃から水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、市が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するとともに、厚生労働省通知および下記にご留意の上、基準省令の定める非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施をお願いします。

なお、今年度末時点での非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況に関する厚生労働調査が実施予定ですので、ご承知願います。

#### 記

- 1 非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震など災害ごとに個別に計画を策定する必要はないので、共通項目と個別項目に区分して、事業所の状況等を踏まえた必要な内容とすること。
- 2 非常災害対策計画に盛り込む項目は、以下のとおりとすること。
  - ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報入手方法の確認等）
  - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
  - ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
  - ・避難場所（市町が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
  - ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
  - ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
  - ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
  - ・医療的ケアが必要な子供についての災害発生時の対応について主治医や協力医療機関との綿密な連携など関係機関との連携体制の確保等
- 3 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
- 4 定期的に避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行い、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。
- 5 障害種別や障害特性ごとの災害時の対応について、個別支援計画にも記載すること。

裏面あり

6 「ひめじ防災ネット」の登録、「ひめじ防災Web」の活用を図ること。

- ▶ 「ひめじ防災ネット」 <http://bosai.net/himeji/>
- ▶ 「ひめじ防災Web」 <http://www.city.himeji.lg.jp/bousai/>

姫路市健康福祉局 障害福祉課（管理担当）  
☎ (079)221-2454  
FAX (079) 221-2374